Egh　：暖房ガス消費量（単位：kW）
Eeh　：暖房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき9,760kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2　冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、ＪＩＳＢ8627―２又はＢ8627―３の規定する方法に準拠して測定する。

3　冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、ＪＩＳ　Ｃ4212高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2　適用範囲は、定格電圧200Ｖの三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、ＪＩＳ　Ｃ4212高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2　適用範囲は、定格電圧200Ｖの三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）1　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
2　「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、ＪＩＳ　Q14021の7.8.1.1ａ）2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表　重量比

管　の　区　分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1　三層管は、ＪＩＳ　K9797及びＪＩＳ　K9798とする。
2　単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつＪＩＳ　K6741の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及びＡＳ58とする。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が４Ｌ／回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が8.5Ｌ／回以下であること。

備考）　自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。

備考）1　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
2　再生材料として再生プラスチックを用いる場合､「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表３【建設機械】

品目名	判断の基準等
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。 別表１　トンネル工事用建設機械

機　種	摘　要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く